

学力向上に向けて 教師力向上の取り組みについて

1 教師力向上について

本町では「生き抜くカアアッププロジェクト事業」に基づき「教師力向上」のため、下記の取り組みを行っています。

①「秋田県横手市実践調査」

全国でも学力が高いとされている秋田県横手市の学校の視察を行い、横手市の授業を参考に本町の実態に合わせて授業改善し、各校で公開授業等をはじめとした取り組みを行っています。

②「スーパーティーチャー研修会」

横手市から特に教師力の高い教師を招き、町内の教師に向けた講話や模擬授業を行っています。

③「研修」

各校が「日常の授業改善」を目的に、各種研修の内容を精査する取り組みを行っています。

第2期生き抜くカアアッププロジェクト 学力向上

- ・読書教育とNIE
- ・表現の場の工夫・充実
- ・学びのTゾーンに基づく自学力を育む授業改善
- ・「みんなでやろうぜ!家庭学習WEEK」の拡大と定着

生活・体力向上

- ・体力づくりの推進
- ・「スイッチOFF22 生活変えよう未来を変えよう」の拡大と定着
- ・給食一品「まごは(わ)やさしい」レシピコンテストの拡大

教師力向上

- ・秋田県横手市教育実践調査
- ・スーパーティーチャー研修会
- ・日常授業改善のための研修内容のブラッシュアップ

別海町子ども会議

2 主体的・対話的で深い学びに向けて

平成32年度から実施される「新学習指導要領」に定められた「主体的・対話的で深い学び」は、本町の子どもたちにとっても必要であると考えています。

さらに広報1月号でも紹介しましたが、知識や技能だけではなく、**思考力・判断力・表現力**そして**学ぶ姿勢や人間性**を含めたものが、今後の学力として求められています。

しかし「**チョーク・アンド・トーク**」といわれる、教師が一方的に教えるだけの授業では、子どもたちが主体的に学ぶことはできません。

本町では、視察した横手市を参考に、言語活動の充実に向けた学習方法を取り入れることで「主体的・対話的で深い学び」ができるように、授業改善を行い、子どもたちの学力向上に取り組んでいます。

●横手市の手法を参考に実施した公開授業の様子



①生徒が個別にしっかりと思考する

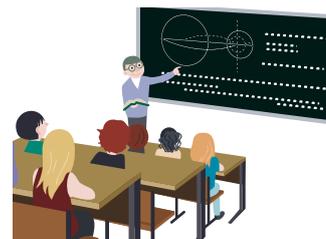


②グループによる対話で自分の考えを深める



③全体で発表する

※あくまでも方法の一つであり、これにしばられるものではありません。



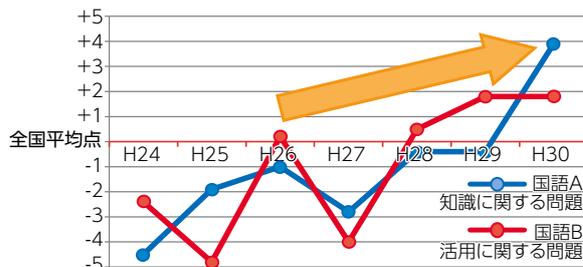
チョーク・アンド・トーク

一方的な板書や講義調な授業では、生徒は受け身になりがちです。

3 言語活動の充実に向けた取り組みを通して

子どもたちの学力向上は一朝一夕に成績に表れるものではありませんが、平成26年度から継続して、先進地視察等の「教師力向上」に取り組んだ結果、町全体として「国語科」を中心に、右上がりの傾向がみられました。

「変化が激しく予測困難な時代」といわれる中、これから生き抜く力をアップさせるため、今後も町全体の取り組みで、未来を担う子どもたちを育成します。



全国学力学習状況調査の結果

取り組みを始めた平成26年度から、全国平均点と比べて右上がり傾向にあり、他の科目についても国語科と同様の傾向がみられる。

奨学金貸付制度

奨学生募集について

本町では、町の振興と発展に役立つ有能な人材の養成と、その充実を図るため、経済的理由によって就学困難な方に対し、奨学金の貸し付けを行っています。平成31年度の奨学生を次のとおり募集していますので、希望される方は下記担当にお申し込みください。

- 資格 町民であり、次の学校に在学または合格した方
 - ・医科大学、教員養成大学、看護学校、看護師養成所、特殊な技能教育または専門教育で適当と認められる学校
 - ・前記以外の大学等で適当と認められる学校（学校教育法に規定する専門学校を含む）
 - 貸付額 就学期間中 月額20,000円または30,000円
 - 申請方法 3月22日(金)までに必要書類を提出してください。
 - 必要書類
 - ・奨学資金貸付申請書
 - ・家庭状況調査書
 - ・身元保証人（連帯保証人）2名（うち1名は保護者）の町税完納証明書
 - ・在学している高等学校長または現に在学する学校長の推薦書
 - ・合格通知書の写しまたは在学証明書
 - ・誓約書
 - ・請求書
 - ・口座振替申出書
- ※各申請様式は町ホームページからダウンロードできます。



町ホームページ
検索キーワード

奨学資金



申込み・問合せ／学校教育・適正化等担当（内線3513）

平成31年度 就学援助制度について

本町では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費などを援助する就学援助制度を設けています。援助を希望される方は下記事項を確認の上、通学する（または通学する予定の）学校にお申し込みください。



対象となる方

- 町内に住所があり、町内の小、中学校に通学する児童生徒の保護者で、下記のいずれかに該当する方
- ・要保護世帯 生活保護（教育扶助）を受給している世帯
 - ・準要保護世帯 生活保護世帯に準ずると認められる世帯（生活状況等の審査の上、認定されます）

援助の対象となるもの

学用品通学用品費、新入学学用品費、体育実技用具費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、学校給食費

※要保護世帯は修学旅行費のみ援助対象となります。

※平成30年度に入学準備金の支給を受けている方は、新入学学用品費の援助対象とはなりません。

申請について

- ・申請書等は各学校で配布していますので、お申し出ください。
 - ・申請書等は児童生徒が通学する（または通学する予定の）学校を経由し、教育委員会に提出されます。
 - ・平成30年（1月から12月）の収入額や家族構成を確認の上、認定の可否を判断します。
- ※同居していて生計を共にしている方全員の収入等で審査をしますが、二世帯同居等で公共料金（ガス代、電気代等）の支払いが別の場合は、独立した世帯として扱います。
- 詳しくは、下記担当へお問い合わせください。

問合せ／学校教育・適正化等担当（内線3512）